

## ホール利用者（主催者）様へのお願い ～新型コロナウィルス感染症感染防止策の実施～

令和4年2月18日付で、新型コロナウィルス感染症長野県対策本部から「まん延防止等重点措置」の適用期間が延長され（1月27日から3月6日まで）、イベント主催者様に対する感染防止策の実施要請がありました。

利用者（主催者）様におかれましては、ホールの利用に際しまして、次の感染防止策の実施について、格段のご配慮をお願い申し上げます

なお、ご不明な点については、当館までお問合せください。TEL. 0263-34-7100

### □ イベント開催時の参加人数上限

大声あり	収容定員の半分まで可	チェックリスト公表
大声なし	収容定員まで可	チェックリスト公表

※「大声」とは「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は、必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当します。

### □ チェックリストの作成及び公表

大・中ホールで開催のイベントについては、「イベント開催時のチェックリスト（県様式。A4版3枚）」を作成の上、イベント開催時の感染防止対策を確認していただくとともにチェックリストをホームページやイベント会場入り口等に公表し、イベント終了日から1年間保管をお願いします。

なお、問題発生（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）の場合は、「イベント結果報告書」を長野県危機管理部消防課新型コロナウィルス感染症対策室（電話:026-232-0111（代表））に提出する必要があります。

また、これまで参加者が1,000人を超えるような催物を開催する場合に実施していた長野県への「事前相談制度」は廃止となりました。

□ 利用日当日は、利用者（主催者）は公演者及び公演等の開催に携わるスタッフの健康状態の確認及び検温を実施し、風邪症状、平熱と比べて高い発熱がある方は、入館しないよう徹底してください。

□ 表現上困難な場合を除き、利用者（主催者）全員、原則としてマスク着用の上、手指消毒を徹底してください。

□ 準備、リハーサル、撤去等には十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めてください。

□ 来場者（お客様）には、感染予防のためのマスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底、また、風邪症状のある場合はご来場を控えていただくよう、事前の周知、広報を行ってください。

- 当日は、来場者（お客様）の健康状態等の確認及び検温を実施し、具合の悪い方、平熱と比べて高い発熱がある方、感染症陽性者と濃厚接触のあった方、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴がある方などは入場しないよう要請してください。
- マスクを持参していない来場者（お客様）がいた場合は、利用者（主催者）がマスクを配布し、マスク着用率100%を担保してください。
- 来場者（お客様）には、事前に新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを促すよう努めてください。
- アルコール等消毒液を用意し、入場時、来場者（お客様）の手指消毒を徹底してください。
- 来場者（お客様）入退場時の混雑緩和のため、余裕を持った入場時間の設定や券種やゾーンごとの時間差での入退場などを行ってください。また、入場等の待機列は間隔を空けた整列を促すとともに、チケットもぎりの簡略化も検討するなど、人が密集しない工夫を行ってください。
- 座席は原則指定席とするよう努めてください。大声での歓声、声援等が想定される場合は、左右を空ける席配置等を行ってください。
- トイレなどの混雑緩和のため、余裕のある休憩時間の設定に努めてください。
- 物販販売を行う場合は、混雑緩和に配慮し、待機列は間隔を空けた整列を促すとともに、対面販売の場合は透明シート等により購買者と間を遮蔽してください。
- 飛沫感染等の防止のため「咳工チケットを徹底してください。」や「客席、ホワイエでの大きな声での会話はなるべくお控えいただくようお願いいたします。」、「こまめな手洗いにご協力をお願いいたします。」等の場内アナウンスに配慮してください。
- 利用者（主催者）は、大声を出す来場者（お客様）がいた場合、個別に注意、対応等ができる人員配置などの体制を整備してください。
- 利用者（主催者）は、出演者及び公演等の開催に携わるスタッフの氏名、緊急連絡先を把握、個人情報の保護と適正な取り扱いに十分配慮の上、名簿の作成・保存に努めてください。また、来場者（お客様）の氏名、緊急連絡先についても、事前にチケット半券裏面に氏名、緊急連絡先の記入依頼を行い、入場時に半券を回収するなどの方法により把握し、個人情報の保護と適正な取り扱いに十分配慮の上、名簿の作成・保存に努めてください。万一、感染者が発生した場合は、保健所等の公的機関による調査などにご協力いただくとともに、作成・保存された名簿を必要に応じて提供することについてご了承ください。